

旧緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人ら（父母及び子ら）について、申立人子の一人が避難により適応障害を発症し、医師から早期に帰還すべきではないという診断がされていたこと等を考慮し、当該申立人子及びその介護を行っていた申立人母については平成27年7月まで、その余の申立人については平成26年3月まで、避難を継続すべき合理的な理由があると認め、それぞれの期間についての精神的損害（増額分を含む。）に加え、生活費増加分及び一時立入費用等が賠償された事例（本和解と重複する請求がされている訴訟については、申立人が当該訴えを取り下げ、被申立人がこれに同意する旨の合意が付されている。）。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（ただし、別紙の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないこととする。

第2 和解金額

- 1 被申立人は、申立人X1に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金391万8120円の支払義務があることを認める。
- 2 被申立人は、申立人X2に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金504万7000円の支払義務があることを認める。
- 3 被申立人は、申立人X3に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金195万7000円の支払義務があることを認める。
- 4 被申立人は、申立人X4に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金612万8500円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 訴えの取下げ及びこれに対する同意

- 1 申立人らと被申立人は、被申立人が第2項の和解金を申立人らに支払った後に、申立人らが被申立人に対する〇〇地方裁判所〇〇支部平成〇〇年（ワ）第〇号事件（以下「関連訴訟」という。）における訴えのすべてを取り下げ、被申立人がこの取下げに同意することを合意する。
- 2 上記1の合意に基づき、申立人らは、第3項の振込みによる支払が完了した日の翌日から14日以内に、関連訴訟の受訴裁判所に訴えの全部について取り下げる旨記載した取下書を提出し、被申立人は、同裁判所から当該訴えの取下書副本の送達を受けたのち、速やかに、同裁判所に訴えの取下げの同意書を提出する。
- 3 申立人らが、上記2に定める期限までに訴えの取下書を提出しない場合、被申立人は、関連訴訟の受訴裁判所に、却下答弁を提出する。

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申

立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年7月9日

(仲介委員 高橋一郎)

損害項目		金額	期間
申立人X 1 について			
ア	精神的損害	1,900,000	自 平成 24 年 9 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日
イ	精神的損害 (増額)	760,000	自 平成 24 年 9 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日
ウ	日用品購入費	240,000	自 平成 23 年 3 月 11 日 至 平成 24 年 8 月 31 日
エ	家具購入費	400,000	自 平成 23 年 3 月 11 日 至 平成 24 年 8 月 31 日
オ	一時立入交通費	504,000	自 平成 23 年 3 月 11 日 至 平成 24 年 5 月 31 日
カ	本件和解仲介に関する 弁護士費用	114,120	
	申立人 X 1 計	3,918,120	
申立人 X 2 について			
キ	精神的損害	3,500,000	自 平成 24 年 9 月 1 日 至 平成 27 年 7 月 31 日
ク	精神的損害 (増額)	1,400,000	自 平成 24 年 9 月 1 日 至 平成 27 年 7 月 31 日
ケ	本件和解仲介に関する 弁護士費用	147,000	
	申立人 X 2 計	5,047,000	
申立人 X 3 について			
コ	精神的損害	1,900,000	自 平成 24 年 9 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日
サ	本件和解仲介に関する 弁護士費用	57,000	
	申立人 X 3 計	1,957,000	
申立人 X 4 について			
シ	精神的損害	3,500,000	自 平成 24 年 9 月 1 日 至 平成 27 年 7 月 31 日
ス	精神的損害 (増額)	2,450,000	自 平成 24 年 9 月 1 日 至 平成 27 年 7 月 31 日
セ	本件和解仲介に関する 弁護士費用	178,500	
	申立人 X 4 計	6,128,500	

申立人ら支払額合計	17,050,620
-----------	------------